商品概要説明書

「相続定期貯金プラス」

(令和7年4月1日現在)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
商品名	・「相続定期貯金プラス」
Sed III.	※この商品は「スーパー定期貯金」の商品内容を一部変更したものです。
ご利用いただける方	
	※金融機関(当組合を含む)での相続手続き完了後、1年以内に相続により取得した
55 47. 40 BB	資金を原資としてお預入れいただける方。
取扱期間	・令和7年4月1日から令和8年3月31日まで - C か B (営利用) 1 年 (営利用) 2 年 (第利用)
預入期間	・6か月(単利型)、1年(単利型)、3年(複利型) ※特典選択の場合は3年のみ
	・預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。
預入方法	1次/では、これのように対しておりに対していたがになっているというできました。
(1)預入方法	- 一括預入
	※本商品はATM、JAネットバンク(「JAバンクアプリプラス」含む)でのご契
	約はできません。
(2) 預入金額	・100 万円以上 ※特典選択の場合は 500 万円以上
(3)預入限度額	・相続により取得した金額(不動産や有価証券等の換金代金を含む)の範囲内
(4)預入単位	<u>・1円単位</u>
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息	変まれたの体が付きまと思われたととなましょう
(1) 適用金利	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。
(2) 利払頻度 (3) 計算方法	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・預入期間6か月および1年のもの(単利型)は、付利単位を1円として1年を 365
(3) 前异刀伍	・
	ロこりの日間の発生しより。 ・預入期間3年のもの(複利型)は、付利単位を1円とした1年を 365 日とする日割
	計算で6か月ごとに複利計算をします。
(4)税 金	・20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)※の分離課税となります。
	※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5) 金利情報の入手方法	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	_
特 典	【金利上乗せ定期貯金】または【特典】の選択制
	【金利上乗せ(初回満期時まで適用)】
	≪預入期間 6 か月 ≫
	店頭表示金利+年1.0%
	≪預入期間1年≫
	店頭表示金利+年0.50%
	《預入期間3年》
	店頭表示金利+年0.60%
	【特典】
	【ガス】 「お墓参り代行サービス」(年1回)(香川県全域対応※島しょ部は除く)
	「お墨参り代刊リーピク」(年1回)(省川県主域対心が高しよ前は原へ) ※預入後3年以内に定期貯金を解約または500万円未満に減額した場合はその時点
	でサービスを停止いたします。
	※金利環境の変化等があった場合は、予告なく商品内容・条件等を変更させていただくことがあります。
	たくことがめります。 ※自動継続型の場合、ご継続時は一般の「スーパー定期貯金」の店頭表示金利が適
	ハーラの他が主じる一人 こんがいける 成の 「ハーブ・ 足効」。 この出現ない並作が過 用されます。
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。
コルトこの存別事項	・自動権税扱いのものは総合自座の担保に組入れてきより。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率)
	- (員圏州平は恒床足朔川並の州足州平に干り3万を工来とした州平) - マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・約定した預入期間が6か月(単利型)の場合
1 VENTAGE AS AVEN	満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息とと

もにお支払いします。*中途解約利率(小数点第4位以下切捨て) ・約定した預入期間が1年(単利型)の場合 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)によ り計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金 利率によって計算します。 ・約定した預入期間が3年(複利型)の場合 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)によ り6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×25% 1年以上1年6か月未満 (3) 約定利率×30% ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×30% ⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×45% ⑥ 2年6か月以上 約定利率×45% ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、そ の普通貯金利率によって計算します。 貯金保険制度 • 保護対象 (公的制度) 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要 求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と 合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 苦情処理措置および 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合 紛争解決措置の内容 本支店または金融部金融管理課(電話:087-825-0227)にお申し出く ださい。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速 かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所 (電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利 用できます。上記当組合金融部金融管理課またはJAバンク相談所に お申し出ください。 愛媛弁護士会(電話:089-941-6279) 岡山弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記 JAバンク相談所にお申し出ください。) ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 その他参考となる事 項 ・自動化機器による預入れはできません。 ・ご利用の際は、以下の書類が必要となります。 1. 当組合で相続手続きされた方(原則として) (1) 本人確認書類(運転免許証、健康保険証、など) (2) お届け印 など 2. 当組合以外の金融機関で相続手続きされた方(原則として) (1) 本人確認書類(運転免許証、健康保険証、など) (2) お届け印 (3) 他の金融機関での相続手続き完了時期が確認できる書類 (例) 金融機関に提出した依頼書等の写し、被相続人名義の解約済通帳と計算書 など (4) 預入者が相続人であることを確認できる書類 (例) 金融機関に提出した依頼書等の写し、戸籍謄本(または改製原戸籍謄本)の 写し、遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの)の写し、 遺産分割協議書の写し など (5) 預入原資を相続により引き継いだことが確認できる書類 (例) 金融機関に提出した依頼書等の写し、遺言書(公正証書遺言または自筆証書 遺言で検認済のもの)の写し、被相続人名義の解約済通帳と計算書、遺産分 割協議書の写し など